

第3回 あわらし男女共同参画審議会

日時 令和7年2月17日(月) 19:00～
会場 市役所 2階 202会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- ・第3次あわらし男女共同参画計画の策定について

4 その他

5 閉 会

あわらし男女共同参画審議会委員名列

任期: 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

<50音順 敬称略>

区分		氏 名	性別	摘 要	
1	委員	池田 直子	女	知識経験者	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課長
2	委員	上野 芳慶	男	関係団体	市男女共同参画推進市民会議委員長
3	委員	大倉 秀之	男	地域の代表	特別養護老人ホーム 芦原メロン苑施設長 特別養護老人ホーム 湯の町メロン苑施設長
4	委員	加藤 由紀	女	地域の代表	
5	委員	北川 恭子	女	知識経験者	前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
6	委員	北川 邦子	女	地域の代表	女性消防団、防犯隊員
7	委員	高橋 浩一	男	企業関係者	レンゴー(株)総務部長
8	委員	辻下 絹恵	女	教育関係者	芦原中学校PTA
9	委員	土成 眞知子	女	地域の代表	
10	委員	中西 亮太	男	企業関係者	(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
11	委員	長谷川 幸子	女	関係団体	市男女共同参画ネットワーク会長
12	委員	前田 幸雄	男	地域の代表	地区副会長
13	委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表	
14	委員	向井 泰昭	男	教育関係者	市校長会代表（金津東小学校校長）

区 分	役 職		氏 名
事 務 局	市民協働課	課 長	藤田 由紀
		課長補佐	三上 芳弘
		主 事	齊藤 由眞

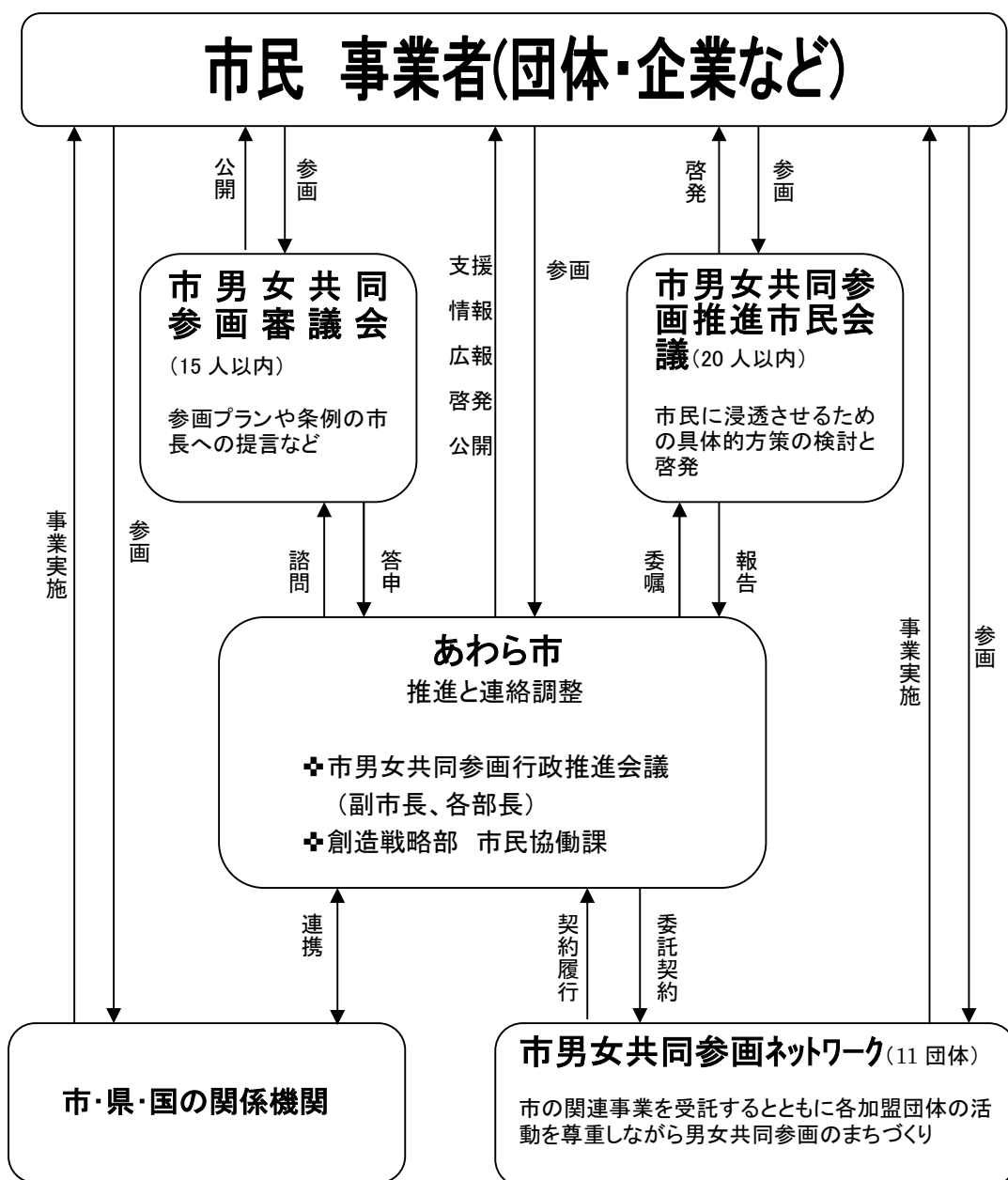
あわらし男女共同参画社会推進体制図

～男女が共に支えあい 共に歩み
共に輝く「あわら」をめざして～

あわらし総合振興計画

あわらし男女共同参画プラン

あわらし男女共同参画推進条例



○あわら市男女共同参画審議会規則

令和2年3月27日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) あわら市男女共同参画推進条例（平成19年あわら市条例第19号）第9条第1項に規定する基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 企業関係者

(3) 地域の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 知識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、創造戦略部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。